

# 福岡市一時預かり事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 福岡市一時預かり事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（以下「市規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 保護者の通院や冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する支援が必要な場合に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業に対して、福岡市の予算の範囲内で補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童虐待の防止及び児童の福祉向上を図ることを目的とする。

## (補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を実施している、又は実施しようとしているもので、こども未来局長が別に選定するものとする。

2 補助対象事業者の選定方法については、こども未来局長が別に定める。

## (事業実施の届出)

第4条 事業実施にあたり、補助対象事業者は、法第34条の11第1項及び第59条の4第1項の規定に基づき、福岡市長へ届出を行うものとする。

## (対象児童)

第5条 本事業の対象となる児童は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった福岡市内に居住している生後6ヵ月から小学校就学前の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）とする。ただし、病児及び病気回復期の乳幼児は対象から除くものとする。

## (事業の実施)

第6条 一時預かり事業においては、事業を実施するための専用の部屋を確保するとともに、事業を担当する保育士を常時2人以上配置することとする。

2 前項に定めるもののほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守することとする。

## (事業の実施日及び実施時間)

第7条 補助対象事業者は、この事業を年間300日以上実施しなければならない。

- 2 事業の実施時間は、午前 10 時から午後 3 時までの時間を含む連続した 8 時間以上とし、補助対象事業者が定めるものとする。

(定員)

第 8 条 この事業により同時に一時預かりを行う乳幼児の定員は 1 箇所あたり 10 人とする。

(利用料)

第 9 条 補助対象事業者は、利用者から 1 時間あたり 3 歳未満の児童においては 600 円、3 歳以上の児童においては 500 円を上限として利用料を徴収することができる。

- 2 前項の利用料は、生活保護世帯及び前年度分市町村民税非課税世帯に対しては半額とする。

- 3 補助対象事業者は、第 1 項に定める利用料のほか、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、利用者から昼食代やおやつ代などの実費相当額を徴収することができる。

(利用登録・申込)

第 10 条 利用者は、この事業を利用するために、一時預かり事業利用登録申請書（様式第 1 号）により、あらかじめ補助対象事業者に対し登録申請をしなければならない。

- 2 利用者は、この事業を利用する際には補助対象事業者に事前に利用申込をしなければならない。

- 3 利用者は、この事業を同じ月に 14 回を超えて利用することはできないものとする。

(補助金の額)

第 11 条 補助金額は、年額 2,600,000 円とする。

- 2 年度の中で一時預かり事業を開始又は廃止した場合においては、前項の補助金額は月割り（1 円未満切捨て）で計算するものとする。

- 3 第 9 条第 2 項の規定に基づき、補助対象事業者が利用料を減額した場合には、当該減額相当額を補助金額に加算するものとする。

(補助金の交付申請)

第 12 条 補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第 2 号）に 4 月及び 5 月の利用状況を勘案し、内容・事業計画等を記入し、定款の写し及び法人役員名簿の写し等を付して毎年度 6 月 10 日までに提出し、市長の承認を受けるものとする。ただし、年度中途に事業を開始する場合は、事業開始前月までに本事業の交付申請をすることができる。その場合において補助金交付申請書に、事業開始月及びその翌月の利用状況を見込み、内容・事業計画等を記入するものとする。

- 2 補助金対象事業者は、この要綱の要件に適合する者である旨の必要な書類を整備しておくものとする。

(交付決定の通知)

第 13 条 市長は、補助金の交付申請があったときは、市規則第 5 条の規定に基づき交付の決定を行い、補助対象事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第 3 号）をもって通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第 14 条 この補助金は補助対象事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、市規則第 17 条第 1 項ただし書きの規定により、分割して事前に交付するものとし、原則として四半期ごとに前金払いにより交付するものとする。

(状況報告)

第 15 条 補助対象事業者は、毎月ごとに事業の実施状況を、翌月 15 日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第 16 条 事業が完了したときには、翌年度の 4 月 15 日までに事業実績報告書（様式第 4 号）及びこれに必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 17 条 市長は、補助事業の完了の報告を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容を確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第 18 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象事業者に対し当該申請者又は当該補助対象事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(細則)

第 19 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は平成 22 年 10 月 15 日から施行し、平成 22 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。